

多久市課設置条例及び多久市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 30 号

多久市課設置条例及び多久市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(多久市役所組織規則の一部改正)

第 1 条 多久市役所組織規則（平成 23 年多久市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表財政課の項中「、財産活用係」を削り、同項の次に次のように加える。

財産活用課	管財係、施設マネジメント係
-------	---------------

別表財政課の部財産活用係の項を削り、同部契約検査係の項中第 5 号を削り、同部の次に次のように加える。

財産活用課	管財係	1 普通財産の管理に関する事。 2 市有財産の登録及び登記に関する事。 3 庁舎の管理に関する事。 4 庁用自動車に関する事。 5 市有物件災害共済会に関する事。 6 公有地拡大の推進に関する事。 7 多久市土地開発公社との連絡調整に関する事。
-------	-----	--

		と。 8 土地開発基金に関すること。 9 備品管理に関すること。 10 課の庶務に関すること。
施設マネジメント係	1 普通財産の取得及び処分に関すること。 2 公共施設等の有効利活用に係る総合調整に関すること。 3 公共施設等総合管理計画に関すること。 4 公共施設個別施設計画に関すること。	

(多久市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 多久市庁舎管理規則（昭和49年多久市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「財政課長」を「財産活用課長」に改める。

(多久市財務規則の一部改正)

第3条 多久市財務規則（平成11年多久市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第140条第2項、第149条、第150条、第152条第2項及び第3項並びに第153条第2項中「財政課長」を「財産活用課長」に改める。

別表第4出納員及び委任事項の表財政課の項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「手数料等」の次に「の収納」を加え、同号を同項第2号とし、同項の次に次のように加える。

財産活用課	財産活用課長	1 物品の出納及び保管 2 普通財産の使用料等の収納 3 財産売払代金の収納
-------	--------	--

		4　その他財産活用課の所管に属する使 用料、手数料等の収納
--	--	----------------------------------

別表第4会計職員及び委任事項の表財政課の項中「普通財産の使用料、売
払代金その他」を削り、「手数料等」を「使用料、手数料等」に改め、同項
の次に次のように加える。

財産活用課	財産活用課の 職員中、任命さ れた職員	所管の出納員の命を受けて取り扱う普 通財産の使用料、売払代金その他所管に属 する手数料等の収納
-------	---------------------------	---

(多久市公有財産規則の一部改正)

第4条 多久市公有財産規則（昭和49年多久市規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「財政課長」を「財産活用課長」に改める。

様式第1号中「財政課長」を「財産活用課長」に改める。

(多久市土地開発基金管理規則の一部改正)

第5条 多久市土地開発基金管理規則（昭和46年多久市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「財政課に」を「財産活用課に」に、「財政課長」を「財
産活用課長」に改める。

第4条、第5条、第8条及び第9条中「財政課長」を「財産活用課長」に改
める。

様式第1号中「財政課長」を「財産活用課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。